

『権利のための闘争』と『強者の権利の競争』

——加藤弘之のイエーリング解釈をめぐって——

堅 田 剛

一 優勝劣敗是天理

加藤弘之は挑発的な思想家である。彼は『人権新説』（明治一五／一八八二年）において天賦人權論を攻撃し、次いで『強者の権利の競争』（明治二六／一八九三年）において権利Ⅱ権力説を展開した。この二つの著書をつなぐのは進化論的な権利論であるが、これはイエーリングの『権利のための闘争』から着想を得たものであった。いったい加藤は『権利のための闘争』をどのように読み、いかにして『人権新説』と『強者の権利の競争』を書いたのか。

『人権新説』の扉には、加藤自身の筆で「優勝劣敗是天理矣」となる題辭が掲げられている。それに加えて、洋上を疾駆する帆船と空中に浮遊する城郭の絵が描かれている。蜃気楼のごとき城郭には「天賦人權」の文字が白抜きで添えてある。加藤にとって、天賦人權説は実体を欠いた空理空論にすぎないのである。これに対して権利強力

説はまさに順風満帆、空中樓閣に惑わされることなく大海原を駆け巡る。

『人権新説』の意図するところは、すでに扉において過剰なほどに提示されている。そのせいかどうか、肝腎の思想内容にはこれまで正面からの検討がなされてこなかった。出版後ただちに版が重ねられ、民権論の側から多くの反論が集中したにもかかわらずである。『人権新説』の背景にはイエーリングの権利論があるのに、加藤の批判者たちがはたしてイエーリングまで読んでいたか、これはきわめて疑わしい。あるいはイエーリングに目を向けたとしても、『権利のための闘争』が権利論である以上に政治的闘争の書であるとの視点は、今日にいたるまで案外に見落とされている。けれども、『権利のための闘争』は人権思想の啓蒙書などではない。むしろ天賦人権説への闘争宣言なのである。加藤弘之が着目したのもまさにこの点であった。

とはいえ、『人権新説』は天賦人権説批判の書であるが、加藤自身がかつては熱心な天賦人権論者であったことも指摘しておかねばならない。加藤には『真政大意』(明治三／一八七〇年)および『国体新論』(明治五／一八七二年)という著作があり、これはいずれも天賦人権説に依拠した啓蒙主義的な政治論であった。ところが明治一四年の秋になって、突如として前記二著の絶版が内務省当局に届け出られた。いわゆる加藤の「転向」である。これにつき、彼は次のような証言を残している。

「其筋より内命を以て右国体新論は速に絶版すべし、若し又自分にて絶版せざるならば政府より絶版を命ずべしとの説論がありました。然る所小生は既に数年前より進化説を信ずる事となつて、最初信仰の天賦人権説は最早空想論として全く取らぬことであつた故、従来著述したる書は大抵取消さねばならぬ事になつて居りましたが、従来の著述を取消すには、まず新主義の著書を出さねば不都合である故、取急ぎ新主義の著述に従事して居る

最中に右国体新論絶版の内論が出でました。誠に都合の悪き時でありましたが、併右の次第で仮令内論なくとも国体新論の如きは全く小生の新主義とは正反対のものである故、速に自分にて絶版いたしました。⁽¹⁾

加藤の告白はまことに率直である。「転向」が当局の圧力によるにせよ自発的なものであったにせよ、ここには心情が正直に吐露されている。結果的には絶版の内論が先行したとはいへ、加藤はもともと『国体新論』についての自己批判を、新主義の著述たる『人権新説』の出版をもって公的になそうとしていた。けっしてなしくずしの内論であつたのではない。吉田曠二の表現によれば、こうした思想的誠実さのうちに加藤の「学者的良心」を見出すことができる。加藤は「主義の変化」を隠すことなく、⁽²⁾旗幟を鮮明にしたうえであえて挑発的な書物を著した。

さて『人権新説』の構成と内容である。この書物は第一条から第三十八条にいたる節からなっており、これが大きく三つの章に分かれている。すなわち、「第一章 天賦人權ノ妄想ニ出ル所以ヲ論ス」「第二章 権利ノ始生及ヒ進歩ヲ論ス」「第三章 権利ノ進歩ヲ謀ルニ就テ要スヘキ注意ヲ論ス」の三つである。以下にその概要を記す。

まず天賦人權説批判たる第一章において目につくのは、物理的學問と心理的學問に貢献した西洋硯学の列挙である。學問の体系を物理と心理に二分する仕方は西周を踏襲したものであるが、前者は自然科学に該当し、後者は「哲学政学法学等」の人文科学ないし社会科学に対応する。加藤の挙げる主な人物とは、物理的學問では拉魔克（ラマルク）、来埃耳（ライエル）達賓（ダーウィン）など、心理的學問では伯克爾（バックル）、斯辺撒（スペンサー）、西弗列（シエフレ）、伊埃林（イエーリング）などである。したがってこのかぎりでは、イエーリングにまだ特権的な地位が与えられているわけではない。逐一検討する余裕はないが、彼らに共通するのは妄想主義に対する、実理主義もしくは進化主義的な方法論である。

進化論の立場からすれば、天賦人權説は事実による証明を欠いた妄想にすぎない。加藤の批判はもっぱらこの点に集中する。

「天賦人權論トハ、妄想論者ノ説ニ拠ルニ、即吾人々類カ人々個々生レナカラニシテ固有スル所ノ自由自治ノ權利ト平等均一ノ權利ニシテ、実ニ造化ノ賦与スル所ニ係ルモノナレハ、此權利ハ他ヨリ敢テ犯スヲ得ス、敢テ奪フヲ得サルモノナリト云フ。而テ妄想論者ハ此權利ヲ原權若クハ天賦人權或ハ単ニ人權ト称ス（拉丁語ニ *jura innata, jura conata*, 仏語ニ *Droits de l'Homme, Droits humains*, 英語ニ *Right of man*, 独逸語ニ *Urecht, Fundamentalrecht, Angeborenes Menschenrecht, トイン*）。」

「天賦人權」とは、造化の神より人間に与えられた、生まれながらの固有の権利である。この権利は自由自治および平等均一を内容とし、他人が侵すことも奪うこともできない。加藤もまた、天賦人權思想がかつてヨーロッパを席卷するほどの勢力を得たことは認める。ただし、それはどうして実証には耐ええず、もっぱら学者の妄想に由来する「蜃気楼」のごときものであった。⁽⁵⁾

加藤によれば、「古来未曾有の妄想論者」とは盧騷（ルソー）を指す。ルソーの民約論つまり『社会契約論』は、十八世紀末にアメリカの独立戦争とフランスの市民革命を引き起こした。ただし、ひとしく天賦人權主義を奉じたとはいえ、アメリカ人はイギリス人と同様に穩健な政体をめざしたが、フランス人は過激に走って、「人民多数ノ選挙ヲ得タル共和政府ハ恣ニ君主ヲ弑シ貴族僧徒ヲ屠リ、遂ニ前古無比ノ暴政ヲ施ス」ことになった。⁽⁶⁾

天賦人權主義とはいっても、イギリスないしアメリカのそれは「自由自治」型であり、フランスの場合は「平等

均一」型である。そして加藤の目は自由論よりは平等論に対して敵しい。彼の批判はルソーとその一派にこそ向けられるのである。

では、天賦人權主義に対抗しうる新たな権利論とはなにか。加藤の場合、いうまでもなくそれは進化主義である。ただし、ダーウィンやスペンサーなど本場イギリスの進化論というよりは、傍流ながら、ドイツ型の進化論からの影響とみたほうがよい。進化論的な権利論の観点からみるかぎり、ここにイェーリングの特別の位置がある。『人權新説』の第一章を閉じるにあたって、加藤はイェーリングの権利論につき詳しい言及を試みる。

「又其後伊埃林氏（独逸人）カ著セル権利ノ眼目ヲ論シタル書ヲ読ミシニ、其書中權利ト權力トノ關係ヲ論セル部ニ權力ハ素ト天然ニ出ルモノニシテ權利ハ權力ヨリ始メテ生シタルモノナルノ理ヲ説ケリ。其大意ヲ挙クレハ凡ソ權利ナルモノハ強權者カ自己ノ眞利益ヲ求メンカ為メニ、自ラ己レカ權力ヲ節限シテ中生適度トナシタルヨリ始メテ生シタルモノナレハ、權利ハ權力ヨリ生シタルモノナルヲ知ルヘシ。然ルニ俗儒權利ト權力トヲ以テ本來全ク相反スルモノトナシ、權利ハ造化授与スル所ノ正物ニシテ權力ハ人世ニ生産スル所ノ惡物ナリトスルカ如キハ、本末ヲ誤レルノ甚タシキモノナリト云ヘリ。余ハ悉ク此論ヲ信スルニアラサレトモ、是亦全ク天賦人權ヲ非トスルモノニシテ頗ル卓見トスヘシ。同氏ハ大ニ進化主義ヲ取り吾人ノ權利モ亦必ス競争淘汰ニ由テ進化スルモノナルノ理ヲ発見シテ權利競争ト題セル書ヲモ著セシカ、其論スル所最モ実理ニ合スルモノト思ハルナリ。」

伊埃林（イェーリング）の「権利の眼目を論シタル書」とは、直接には一八七七年刊の『法における目的』第一巻のことである。権利は權力より派生したとするイェーリングの見解は、正なる権利と悪なる權力を対立的に捉え

る天賦人權説とはまったく相いれないものであった。とはいえ、加藤の言明はイエーリングの権利Ⅱ権力説に全面的には依拠しないかのようであり、たしかに『人權新説』の第二章や第三章をみても、イエーリングの影響は、「権利の進歩」つまり進化論的権利論の一般的叙述に隠れて必ずしも明瞭ではない。

しかしながら、加藤の目はイエーリングのもう一つの著作にも向けられている。すなわち、「権利競争ト題セル書」が、進化論を踏まえたイエーリング独自の権利論であることを、鋭く見抜いているのである。これが『権利のための闘争』(一八七七年)を指すことはいうまでもない。加藤の『人權新説』はまずは『法における目的に着目したが、『強者の権利の競争』のほうは、標題からいっても、『権利のための闘争』の圧倒的な影響を受けているにちがいない。

いふなれば、法の目的たる平和から手段としての闘争への深化、これが加藤自身の権利論の進化となったわけだが、それはイエーリングとの関係なしに論じることが不可能である。次節では、『権利のための闘争』と加藤弘之の思想的関わりに遡ってみたい。いったい彼は、この書物にいつ、どのようにして出会ったのだろうか。ひとつの仮説を提示してみよう。

二 権利と闘争

『権利のための闘争』をめぐる加藤とイエーリングの関わりを探るために、まずは明治前期にかぎった簡単な年表を作成することから始めよう。一見無関係なことがらが含まれているようではあるが、ここにはきわめて興味深い思想的出来事が隠れている。

明治

- 五（一八七二） イェーリング『権利のための闘争』
- 一〇（一八七七） イェーリング『法における目的』第一卷
- 一四（一八八一） 加藤『真政大意』『国体新論』絶版広告
- 独逸学協会設立
- 一五（一八八二） 加藤『人權新説』
- 一九（一八八六） 西周訳『権利争闘論』（イェーリング）
- 磯部四郎訳『法理原論』（イェーリング）
- 二六（一八九三） 加藤『強者の権利の競争』ドイツ語版（東京）
- 同書日本語版
- 二七（一八九四） 同書ドイツ語版（ベルリン）
- 宇都宮五郎訳『権利競争論』（イェーリング）

イェーリング『権利のための闘争』の初版は一八七二年に出版されたが、加藤弘之が『人權新説』を書くにあたって参照したのは、七七年刊行の第五版である。イェーリングの『法における目的』第一卷も同年に出ている。加藤がいつからイェーリングを読むようになったかはわからない。だが『人權新説』や先に掲げた「転向」をめぐる弁明によれば、彼は明治一二年から一四年にかけて天賦人權論批判の立場を鮮明にしており、このころイェーリングの著書に接したと推測することができる。当時はまだ日本語訳がなかったし、加藤はドイツ語の達人であった

のだから、もちろん原書にあたってその権利Ⅱ権力論を紹介している。そしてこれを織り込んだ『人権新説』は一五年に公刊された。

また同じ明治一五年に、西周が『権利のための闘争』の翻訳をおこなっている。これは原書の第四版にもとづくものだが、彼はほぼ六割方を訳したところで中断した。しかしながら、別のところで詳しく述べたように、一九年になって西は「甘寝齋主人」名でその訳稿を『独逸学協会雑誌』に発表した。これが『権利のための闘争』の本邦初訳である。

西周と加藤弘之は蕃書調所以来の友人であり、明六社の同人であり、ともに独逸学協会の設立委員であった。明治六年創立の明六社はイギリスやフランス流の啓蒙思想家たちの結社であったが、一四年に発足した独逸学協会は当然ながらドイツ学の普及を目的としていた。やがて西は協会学校の初代校長に、加藤は第三代校長に就任する。天賦人權説から権利Ⅱ権力説への加藤弘之の「転向」は、明六社から独逸学協会への組織的展開としてもあったわけ、その基本的立場は西周の共有するところでもあった。

『権利のための闘争』をめぐって、西と加藤のあいだで具体的な交渉があったとの確たる証拠はない。しかし兩人の密接な関係からして、イエーリングの権利論が話題にならなかつたはずはない。おそらくはその時期は独逸学協会設立の前後である。版こそ異なるものの、彼らはそれぞれ『権利のための闘争』の原書を手して、明治一五年のはほぼ同時期に西は翻訳を開始し、加藤は『人権新説』を書いた。さらに加藤は二六年に『強者の権利の競争』を公けにしている。西はイエーリングの翻訳に留まったが、加藤はそれを自説のうちに摂取して、『権利のための闘争』の権利論を継承したのである。たとえ意図せざる結果であったとしても、わが国へのイエーリング紹介に際して、西の翻訳と加藤の著述はみごとに連携を示している。

さて『権利のための闘争』の最も有名な文章は、「権利の目的は平和であり、そのための手段は闘争である」という冒頭の一節である。だが西や加藤が読んだ第四版ないし第五版では、このモットーは第一段落の終わり近くに素っ気なく登場するにすぎない。もともと冒頭に掲げられていたのは、実は次の文章である。甘寝齋主人こと西周の訳文によって紹介する。

「権利ノ理會ハ実行上ノ理會ニシテ即目的ノ理會ナリ然ルニ目的ヲ表スルノ理會ハ其性質ニ於テ各ニ様ノ形状ヲ有スル者ニシテ此理會ノ中ニハ目的ト方便トノ相對スル者ヲ含メリ權利トハ之レヲ以テ唯目的ヲ名稱スルニ足ルノミニ非ラスシテ同時ニ依リテ以テ達スルコトヲ得ヘキ方便ニ關係セサルヲ得ス」^⑩

さすがに古めかしい表現ではあるものの、要するに、「権利」の理會つまり概念把握のためには、目的のみならず手段（方便）も含まれるというのである。わざわざこういう以上は、権利の目的そのものというより、権利獲得の手段のほうに力点が置かれてみるとみるべきだろう。実際イェーリングは、権利の目的たる平和（Friede）よりは、これを達成するための手段たる闘争（Kampf）のほうに着目している。『権利のための闘争』は、そもそも法学的な権利論というよりは政治学的な闘争論なのである。

そもそも権利とはなにか。よく指摘されることだが、イェーリングは Recht 概念に主観的と客観的の二重の意味を担わせている。そして主観的な Recht とは主体的権利であり、客観的な Recht とは制度的法のことであるけれども^⑪、この各々に手段と目的を振り分けることも可能である。ただしその場合、「権利」のための闘争は「法」のための闘争として読まれることになる。どうしても客観的の制度たる「法」に引きずられるからだ。しかし

『法における目的』ならともかく、少なくとも『権利のための闘争』について論じるかぎりでは、イエーリングはこのいわばヘーゲルの理解を拒絶せざるをえないのではなからうか。ヘーゲルによれば権利は抽象的な法にはかならないが、イエーリングのいう権利とはもっと具体的に生々しい。そして権利の生々しさはもっぱら闘争に由来する。『権利のための闘争』はまず「権利」のための闘争であって、ただちに「法」のための闘争ではない。¹²⁾

しかしながら、イエーリングにとって権利と闘争とはほとんど同義語である。もっといえば、「権利」は「闘争」に還元されてしまっている。しかも、彼のいう闘争とは文字どおりの戦いであって単なる比喩ではなく、まして良き権利者の心構えなどではない。その証拠に『権利のための闘争』の主人公は、法廷の内であれ外であれ、生命を賭けて戦う二人の人物である。すなわち、一人はヴェニス商人シャイロック、もう一人は義賊ミヒャエル・コールハース。結局イエーリングの描いたのは、彼らによる権利をめぐる闘争の物語ではなかったか。

二つの物語のうち、シャイロックの事例はよく知られている。いうまでもなく、シェイクスピアの『ヴェニスの商人』法廷の場、人肉裁判として知られる場面である。『権利のための闘争』の中心的部分とわいていい。これも西周訳から引用しておく。

「是悪ヲ悪ミ報復ヲ思フノ意ニシテ安敦尼ノ腹ニ就テ一片肉ヲ切り去ラント思禄ヲ裁判所ニ遣ハシタル者はニシテ詩家思禄ノ自説トナセル言ハ其唇上ヨリ発シタルモ他人ノ唇ヨリ発スルモ同シク真ナリトス是傷害ヲ受ケタル権利情操ニ於テハ処ヲ撰ハス時ヲ撰ハス必言句ニ発スルノ辞ニシテ権利ハ権利タラサルコトヲ得サルノ心証ノ揺ス可ラサルノ力ナリトス」¹³⁾

憎悪や復讐という動機にもとづこうと、安敦尼（アントーニオ）の身体から一ポンドの肉を切り取るという契約であろうと、思祿（シャイロック）の主張はまったく正しい。それは利己的主張にみえて、客観的には法の要求に合致しているからである。西の訳文は難解だが、イエーリングの立場は明快である。彼はこれにつづけて、シェイクスピアの原文からシャイロックの台詞「私は法律を要求します」（Ich fordere das Gesetz.）を紹介する。このわずか四語からなる台詞こそ、利己的な利益と国家の法律、つまりは主観的権利と客観的法の関係を、いかなる法哲学者もおよばないほどの確に言い当てている。イエーリングはこのように述べて、シャイロックを『権利のための闘争』の第一の英雄に仕立てている。

ところで、西周の翻訳は先の引用個所で終わっており、「私は法律を要求します」という肝腎の部分には到達していない。中断そのものはまったくの偶然であろう。西は政府の要人であったのだから、翻訳を止めざるをえない事情などいくらでもあったはずである。だが政府の中枢にいる者として、「私は法律を要求します」のような過激な主張をすんなり受け入れるわけにはいかなかっただろう。西が翻訳に従事した明治一五年は、自由民権運動と政府の懐柔策とがせめぎ合っていた時期である。イエーリングは天賦人權主義者ではないものの、しかし「権利争闘論」とはいかにも民権家の喜びそうな標題ではあった。政府の側からすれば、ユダヤ人シャイロックと自由民権論者とが二重写しにみえた可能性すらある。

西が翻訳を途中で止め訳稿を筐底に納めた本当の理由はわからない。だがそれが意図的なものではなかったとしても、西周による翻訳の中断は加藤弘之の絶版広告を連想させずにはおかない。ともに『権利のための闘争』の解釈に深く関わっているからである。もちろん、西の場合、シャイロックのあまりにも利己的な主張を前にして、それ以上の訳述をためらったふしがある。これに対して加藤は、シャイロックを突き抜けて、イエーリングの権利

権力論にさらに踏み込んでいった。その先にあるのは、『権利のための闘争』のもう一人の英雄ミヒャエル・コールハースである。

コールハースはシャイロックほどには知られていないので、イエーリング自身による紹介を掲げておこう。念のため加藤の参照した第五版から訳出する。

「シャイロックの人物像は、文学上のみならず歴史上の存在でもあるミヒャエル・コールハースというもう一人の人物を想起させる。それはハインリッヒ・フォン・クライストが同名の小説において感動的な真実とともに描き出したものである。シャイロックは打ちひしがれてそこから立ち去ったのであり、彼の方は尽きて、抵抗することなく判決に従った。だがミヒャエル・コールハースはちがった。きわめて卑劣な仕方では辱されたおのれの権利を取り戻すためのあらゆる手段が尽きたあと、すなわち、罪深い領主裁判劇が彼に法的手段を封じ、司法がその最高の代理人たる領主にいたるまで不法の側に立っていることが明らかになったあとで、彼を襲ったのは加えられた非道についての果てしのない痛みの感情であった。」¹⁵⁾

コールハースは実直な馬商人であったが、貴族に馬を騙し取られたことをきっかけに盗賊となって復讐の鬼と化し、最後は処刑台の露と消える。イエーリングはクライストの小説をもとに、この悲劇を権利主張にとつての恰好の事例として取り上げる。シャイロックの主張も過激であったが、コールハースはそれ以上に過激である。シャイロックは欺瞞的な裁判に従ったが、コールハースは裁判に対して文字どおり生命や財産のすべてを賭けて復讐した。そのためには肉一ポンドどころか、殺人や放火さえも辞さなかった。彼はいう。「私に対して法律の保護を拒

む者は、私を荒野の野獣のもとに追いやることになる。その者は私に自衛のための棍棒を手渡すことになるのだ」と。¹⁶⁾

イエーリングの『権利のための闘争』は、シャイロックとコールハースの闘争の物語である。そこでの権利とはとりあえずはきわめて利己的な主張であり、法の女神から剣を奪ってまで戦い取るべき個人的な利益である。この危険な書物を西周と加藤弘之は読んだ。二人とも政府の中核にあり、自由民権運動には批判的であった。西はシャイロックの物語のところで翻訳を中断したが、加藤はおそらくコールハースの戦いをも念頭に入れて、みずから『強者の権利の競争』を書いた。『強者の権利の競争』は『権利のための闘争』のいわば加藤版であり、優勝劣敗の法則をより貫徹させた書物なのである。

イエーリングのいうA権利Vを、加藤はA強者の権利Vとして受けとめた。加藤弘之は、イエーリングによってイエーリングを越えようとした。

三 強者の権利

加藤弘之のA強者の権利の競争Vは、明治二六（一八九三）年に公刊された。奇しくもイエーリングの死の翌年のことである。すでに述べたように、この書物はまずドイツ語版が出版され、次いでただちに日本語版が登場した。すなわち、加藤は同年五月に“Der Kampf ums Recht des Stärkeren und seine Entwicklung”を東京で非売品のかたちで発表し、十一月に哲学書院から『強者の権利の競争』を公にした。そして翌二七（一八九四）年に、あらためてベルリンのフリードリッヒ・ウント・ゾーン社からドイツ語版を刊行したのである。

要するに『強者の権利の競争』は、二つのドイツ語版と一つの日本語版の計三種が相次いで出版されたことになる。田畑忍はこの一々につき版型や内容の若干の相違を指摘している。以下では日本語版をもとに論じるが、必要に応じて東京で印刷された非売品のドイツ語版¹⁹⁾を参照することとする。

まず『強者の権利の競争』の日本語版序論において、加藤弘之は、天賦人權主義ないし権利Ⅱ正義説を批判し、みずからは権利Ⅱ権力説に立つことをあらためて宣言している。彼にとって、権利とは天から授けられたものでも絶対的な正義でもない。そうではなく、権利は権力に由来し、権力は人強者の権利Ⅱにほかならないのである。このように述べたうえで、加藤はみずからの著作の位置づけを試みる。

「余カ此書ヲ著スハ即チ前述ノ理由ヲ詳明スルノ意ニ出ルモノニシテ殊ニ独逸国有名ノ史学家へるわると氏ノ開化史ニ論述セル強者ノ権利ノ主義ヲ取ルモノ多シ并ニぐむふるゝつゝゑいりんぐ

志エふれ及ヒすべんせる等其他諸碩学ノ説ヲ取ルモノ亦少カラス而シテ余ハ此著述ニツキ空漠タル理論ハ務メテ之ヲ排斥シ専ラ吾人社会発達ノ事蹟ニ徴証シテ之ヲ論弁セリ故ニ余ハ自ラ此書ヲ社会学的法理学ニ属スルモノト称セント欲ス²⁰⁾」

ここにみるかぎり、加藤が『強者の権利の競争』を書くにあたって参照したのは、へるわると (Hallwald)、ぐむふるゝつ (Gumpłowicz)、ゑいりんぐ (Jhering)、志エふれ (Schäffle)、すべんせる (Spencer) の著作であり、とくにヘルヴァルトの『開化史』に触発されたことが示唆されている。つまり、『人権新説』においてと同様に、『強者の権利の競争』の場合も、格別イェーリングからの影響は強調されていない。むしろ加藤は、「社会学的

法理学』(soziologische Rechtsphilosophie) という独自の立場を前面に打ち出しているようにみえる。

だが『強者の権利の競争』を『人權新説』の延長線上に位置づけ、両著をなによりも天賦人權説の反駁書として読むとき、はたしてイエーリングの影響はヘルヴァルトやグンプロヴィッツなどのあいだに埋没してしまう程度のものだったのかという疑問が生じる。加藤のいう社会学的法理学の試みを実証するためにも、まずはイエーリングの視点から『強者の権利の競争』を読み解いておきたい。

『強者の権利の競争』の本文は、次の一〇章からなっている。

第一章 天賦人權

第二章 強者ノ權利

第三章 強者ノ權利ト自由權ト同一ナルコト并ニ強者ノ權利ト真誠ノ(法定的ノ)權利トノ關係

第四章 人類界ニ於ケル強者ノ權利ノ競争ニ付テノ汎論

第五章 治者ト被治者ノ間ニ起ル所ノ強者ノ權利ノ競争及ビ此權利ノ進歩發達

第六章 承前

第七章 上等族ト下等族ノ間ニ起ル所ノ權利ノ競争及ビ此權利ノ進歩發達

第八章 自由民ト不自由民トノ間ニ起ル所ノ強者ノ權利ノ競争及ビ此權利ノ進歩發達

第九章 男子ト女子トノ間ニ起ル所ノ強者ノ權利ノ競争及ビ此權利ノ進歩發達

第十章 各国相互ノ間ニ起ル所ノ強者ノ權利ノ競争及ビ此權利ノ進歩發達

以上の構成から明らかなように、第一章から第四章までが総論的記述で、第五章から第十章までが各論的記述である。加藤は、まず総論で天賦人權説に対する強者の権利説の優位を説き、ついで各論では支配者と被支配者、上層階級と下層階級、自由民と非自由民、男性と女性、国家と国家のそれぞれについて、強者の権利の競争の在りようを歴史的に叙述する。

そのなかでイエーリングの名前が最初に現われるのは第二章である。加藤はイエーリングを、なによりも強者の権利説の提唱者として紹介する。

「ゑいりんぐモ亦強者ノ権利ヲ是認セリ其大意ニ曰ク凡ソ吾人カ得有スル所ノ権利ハ一モ其源ヲ權力ニ發セサルモノハアラサルナリ故ニ其因テ起レル所ヲ探究スレハ悉ク暴力タルヲ免レサルモノナリ然ルニ文明国ニアリテハ其暴力ノ痕跡既ニ絶ヘタルカ故ニ吾人ノ祖先カ暴力ノ競争ニ於テ汗ト血トヲ以テ得タル所ノ権利ヲ誤テ全ク神ヨリ賦与セラレタルモノ、如ク考フルニ至リタルナリ」ト又曰ク強者カ其力ヲ以テ弱者ヲ倒スハ是レ動物界ノ有様ナリ但シ吾人モ亦其本源ニ遡レハ全ク動物的ノ生存ヲナセシコト敢テ疑フヘカラスト雖独リ吾人ハ此ノ如キ鄙野ナル有様ニ於テ止マラスシテ能ク漸次ノ進歩發達ヲ遂クルコトヲ得タルナリ」ト又同氏ノ説ニ拠レハ吾人ノ権利ナルモノハ古来社会ノ優強者カ自己ノ權力ヲ妄ニ擴張セントシテ其事却テ自己ニ不利ナルヲ悟リシカハ已ムコトヲ得ス自ラ自己ノ權力ノ制限ヲナセシヨリ茲ニ始メテ吾人ノ権利ナルモノカ生シタルコトナレハ權利ト權力トハ本来決シテ氷炭相容レサルモノニアラス却テ權利ハ全ク權力ヨリ生シタルモノナリト云ヘリ」⁽²⁾

加藤は日本語版では「ゑいりんぐ」つまりイエーリングの大意というだけで、その出典を詳らかにしていない。

だがドイツ語版の該箇所によれば、これは『ローマ法の精神』と『法における目的』からの引用であることがわかる。日本語版では「大意」であるが、ドイツ語版では加藤はイエーリングの原文をそのまま引用している。

ここで加藤が掲げるイエーリングの見解は、三つに分けることができる。そのうち、「凡ソ吾人カ得有スル所ノ権利ハ一モ其源ヲ権力ニ発セサルモノハアラサルナリ」云々の部分であるが、これは『ローマ法の精神』第一部の次の文章に依拠している。参考までに訳出する。

「個々人の活動力に由来することなく、その起源が肉体的力という暗い背景に解消されることもない権利など、いったいどこにあったらうか。だが多くの民族においては、かの活動力の時代、権利の暴力的形成の時代は、国民の記憶から完全に失われてしまった。彼らの伝統は、腕力をもって権利の世界を基礎づけた民族の祖先たちにつき、もはや語るべきなものも知らない。かえって、権利を人間に賦与したり掟として課したりした神々や神の僕たちについて知るのみである。権利の起源に付着した人間の汗と血は、神的生成の栄光によって覆われてしまった。」

イエーリングによれば、権利は人間の汗と血の成果であるにもかかわらず、いつしか神が賦与したものとされて、権利の背景の暴力性が見失われてしまったという。けれども、「汗と血」による権利の獲得、加藤が同調するのまさにこの点なのである。

加藤はこれにつづけて『法における目的』第一巻からも、イエーリングの次の文章を引いている。「強者カ其力ヲ以テ弱者ヲ倒スハ是レ動物界ノ有様ナリ」云々の部分である。煩をいとわず、同様に原文から翻訳してみよう。

「弱者の犠牲に立っての強者の生活、強者との衝突における弱者の壊滅、これが動物界における共同生活の実態であり、——最強者や最有力者の傍らで最弱者や最貧者にも保証された生存、これが人間界における共同生活の実態である。もともと、人間には歴史的にみて動物と異なった出発点があったわけではない。ただ自然が人間を演出することにより、人間は歴史の流れのなかでそうした段階にまでみずから高めえたし、また高めざるをえなかったのである。世界史という演劇が百度も千度もくりかえされたとしても、人間性は何度でも同一の地点に到達することだろう。すなわち、我々が現在それを権利のもとに見出す地点に。——人間は共同の生活が可能となる状態以外には、なにも造りえないからである。」

さて、第三の「権利ト権力トハ本来決シテ氷炭相容レサルモノニアラス」に関わる部分であるが、これは直接の引用ではなく、おそらく加藤による要約だと思われる。したがってイエーリングの原書で同定することは容易ではない。とりあえず、ドイツ語版の翻訳を示しておく。

「イエーリングが詳述するところによれば、権利は暴力の制限や緩和からのみ発生するのだが、これは強者がおのれ自身の利益のため弱者に対して実行するものにすぎない。したがって、暴力と権利とは、一方が悪神アーリマンで他方が善神オルムズドといった、二つの敵対する力ではないのである。」

加藤はこれも『法における目的』にもとづくものとしているが、少なくとも第四版にはびったり符合する個所はない。ただあえていえば「自己制限という仕方による、権利の暴力からの発生形式は、単に歴史的な興味のみなら

ず、すぐれて法哲学的な興味をも抱かせる」の部分に対応すると推測することができる。ただし、権利と暴力の関係をゾロアスター教の善悪二元論的關係にあらずとするあたりは、イエーリングの原文にはみあたらない。

これまで『強者の権利の競争』の第二章について原書との比較をおこなってきたが、この限定された視角からしても、イエーリングと加藤の異同を認めることができる。両者の重なる点は、いうまでもなく「権利のための闘争」という歴史哲学である。では微妙に異なる点はないか。それは加藤の進化論とイエーリングの利己主義の違いであろう。総じていえば、加藤は強者と弱者の生存競争の必然性を強調するが、これに対してイエーリングは、個人の利益に結びつくかぎり、競争の制限や緩和が自主的になされるとしている。加藤にはいまだ利己主義の積極的な効用が理解できていない、ということだろうか。

権利を善、権力を悪として、両者を「氷炭相容レサルモノ」とする見解は、第三章においても批判されている。日本語版にはないが、ドイツ語版の該当箇所では、加藤はイエーリングを採用して二元論的な誤謬を指摘するのである。⁽²⁸⁾

ただし、加藤の権利＝権力説は、利己的個人の利益ではなく、あくまでも権利と権力（暴力）の不可分にこだわることで、イエーリングより過激な権利闘争論となっている。同じく第三章からイエーリング批判の箇所を紹介する。念のため、はじめに日本語版を掲げ、次にドイツ語版の対応部分を示す。

「ゑいりんぐモ亦権力ノ制限セラレテ公正トナリタルモノヲ以テ権利トナセリ同氏曰ク凡ソ吾人ノ競争ニ於テ強者カ己独リ権力ヲ恣ニシテ弱者ヲ庄スルトキハ決シテ自己ノ利益トナラサルヲ悟リテ好テ自己ノ権力ヲ限制シテ弱者ヲシテ強者ト共ニ生存スルヲ得セシムルニ至リタルカ故ニ是ニ於テ強者ノ強暴ナル権力ハ遂ニ公正ナル性質

ヲ得テ權利トナルニ至レリ故ニ權利ハ元來權力ト異ナル所ノモノニアラス唯其強暴ナル性質ヲ去リテ公正ナル性質ヲ得タルノミナリ」ト此碩学ノ説モ亦大ニ謬レリト云ハサルヲ得サルナリ但シ余ハ今故ラニ之ヲ弁駁スルノ要アラサルヘシト思考ス何トナレハ余力屢次述ヘタル如ク凡ソ強大ニシテ到底抗抵スヘカラサル權力カ遂ニ認許セラレタルトキハ乃チ変シテ正当ノ權利トナルモノニシテ其公正ト否トノ如キハ權利非權利ノ問題外ニ属スレハナリ」⁽²⁷⁾

「イエーリングもまた、彼の表現にみられるように、権利をして制限された正当な暴力と捉えている。『闘争の結果としての権利は、弱者をみずからの傍らに生存させることが有力者の固有の利益に合致する、という有力者の認識であり、——固有の利害における暴力の自己制限である。』『権利とは、私の眼のなかでは、固有の利益ないし限度の必然性を自覚するようになった暴力にすぎない。したがって暴力の在りように応じた多様なものではなく、暴力の唯一の現象形式なのである。秩序に結びついてはいるがゆえに正しく正当であり、したがって手なづけられた暴力は、激情や一時の利益によって規定されたがゆえに粗野で生まのままであり、したがって無秩序な暴力とは対立するものである。』ここにこの偉大な法哲学者の誤謬がみられるということは、ただちに明らかである。というのも、くりかえし言及されたことから明白なのは、真の意味での権利とは、是認され正統化された強者の権利にはかならないからである。それはもはや疑いようのないものであり、したがって正しく正当な暴力でも、粗野で生まの暴力でもない⁽²⁸⁾。」

イエーリングは「正しく正当な暴力」(die rechte,richtige Gewalt)と「粗野で生まの暴力」(die wilde,rohe

(Gewalt)を区別し、前者のみを八権利Vと考える。しかしながら、これは加藤の立場からすれば明らかな誤謬である。なぜならば、加藤にとっての権利とは、「是認され正統化された強者の権利」(das anerkannte und legitime Starkerrecht)以外のなものでもないからである。イエーリングは利己的個人の利益によって暴力に正当性を与えたが、加藤はあくまでも生存競争の結果にこだわる。ということとは、「権利のための闘争」に忠実なのは、加藤であつてイエーリングではないことになる。『強者の権利の競争』の第四章以下に、もはやイエーリングの名前が登場することはない。

四 権利と法の進化論

第二節において年表のかたちで示したように、明治一四(一八八二)年の独逸学協会の設立以後、西周による『権利のための闘争』の翻訳を契機として、わが国にイエーリングの法思想が導入されはじめた。加藤弘之についていえば、明治一五年の『人権新説』の同二六年の『強者の権利の競争』を、イエーリングとの思想的格闘の成果として挙げるができる。このことは、権利論の枠組みのなかで前節までに確認してきた。

しかしながら、加藤がイエーリングの権利論の単なる祖述者であつたというのではない。『強者の権利の競争』のなかにすでにイエーリング批判がみられることも、あらかじめ指摘しておいたとおりである。加藤の権利論の独自性をめぐっては議論の余地もあろうが、これこそ彼自身のくりかえし弁明するところでもあつた。

『強者の権利の競争』はドイツ語で書かれたこともあつて、ドイツ本国の学界からも注目を浴びた。ベルリンやケルンの新聞にも記事が載つたし、グラーツ大学のグンプロヴィッツはドイツの雑誌に書評を寄せた。だがそれら

の趣旨は概して好意的とはいえず、多くは加藤の創見を否定するものであった。たとえばフランクフルトの『アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙は、次のような文章を載せている。『加藤弘之講演全集』に収められた日本語訳によって紹介する。

「若し著者にして日本人ならざりしならば、吾人は権利学の一現象として、該書を此に論評するの機会を有せざりしならん。何となれば、此書に論ずる所の問題は、権利学及び権利哲学上甚だ価値の少きが上に、従来出版せる書物の中に既に説き尽したればなり。又、此書を一読する時は、此言の不当にあらざるを知らん。蓋し此書、著者の創見と思はるゝ所なく、且つ権利と権力との関係を論ぜる独乙学者の著書より引用せる文章非常に多きを以てなり。」

こうした論調に対して、もちろん加藤は反論を試みた。「先哲未言」と題する論文がそれである。その趣旨は、①権利とは強者の権利、つまり認許された権力にはかならないこと、②愛の徳は人類の進化に不利なる場合があること、③国際関係には道徳は存在しないこと、の三点にわたっている。加藤によれば、この三つの論点は「先哲の未だ言はざる所」であり、彼の独自の主張に属するものである。加藤はこれらの論点の逐一について根拠を挙げつつ弁明している。だがここでは第一の点にのみ着目しよう。

実は『強者の権利の競争』の論評記事のなかには、イェーリンググについての直接の言及はまったくみあたらない。表題の“Der Kampf ums Recht des Stärkeren”は容易に“Der Kampf ums Recht”を想起させるはずなのだが、これはいかにも理解しがたい。したがって、右の記事も「権利と権力との関係を論ぜる独乙学者」が誰で

あるかは明示していない。またこれを受けて加藤のいう「先哲」も、必ずしも特定の人物を指しているわけでもない。

それを承知のうえで、「先哲未言」から主張の第一点に関わる個所を引いてみよう。ここにエーリングの名前が現われるからである。

「近世の碩学エーリング氏の如きは、先哲未発の卓見多きにも拘はらず、権力、権利の論に至りては猶多少前述の如き謬見を免れざるなり。エーリング氏の説に拠れば、社会の強者が恣に弱者を圧倒するときは、却て自己の不利益となること多きを知りて、自己の利益を得んとするの目的より自己の粗野暴猛なる権力を制限するに至れば、其粗野暴猛なる権力は遂に變じて高尚優良なる権力となるものにして、此高尚優良なる権力は即ち権利と称すべきものなり。故に権利なるものは全く権力より生じたれども、権力は粗野暴猛なる性質を具ふものなるに、此権力の制限せられて権利となるに至りては、遂に全く高尚優良なる性質となるなりと云ふ⁽²⁹⁾。」

社会的強者の粗野暴猛なる権力が、強者の自主規制によって高尚優良なる権力に変質する、換言すれば、暴力が△権利▽に昇華する、これがエーリングの権利⇨権力説であった。ここにはなお、暴力（権力）は悪で権利は善であるという、無前提的な二元論が支配している。ところが加藤は、強者の暴力（権力）が社会的に許容されれば、それは善悪を問うまでもなく、そのまま△権利▽と呼ばれるべきだと主張する。これが加藤の権利⇨権力説である。いずれにせよ社会的認知が必要条件なのだから、両者のあいだには実質においてさほどの相違はないと思うけれども、あえていえば、自然法的な正義論を排除するかぎりでは、加藤のほうがより徹底した進化論であるとする

ことができる。

そもそも加藤弘之の権利論は、天賦人權説を批判しこれに進化論的権利説を対置するという目的をもっていた。天賦人權説のいう天がキリスト教的自然法だとすれば、「優勝劣敗是天理」というときの天はもっぱら生物学的な自然法則であった。また、天賦人權説が自由民権運動の思想的支えであったとすれば、たしかに加藤の権利論は政府中枢の国権主義的立場からのものであった。

だがこうしたことも、見かけほどには決定的な対立でないのかもしれない。加藤のいうのは、人間界にも「生存競争」(der Kampf ums Dasein)が必然であること、闘争(競争)である以上は強い者が勝つのであって正しい者が勝つのではないこと、その結果、強者の力が権利と呼ばれる(das Recht des Stärkeren)こと、このような冷然たる事実にすぎないからである。すなわち、民権と国権の対立も民権側が勝利すれば民権が国権となるのであって、いずれに正義という名が付されるかは闘争の結果しだいともいえる。加藤の進化論は、この意味で革命の論理である。彼の権利論は、法の論理というよりは、すぐれて政治の論理であった。逆説的ながら、加藤の転向さえも、実は民権派に革命的暴力の行使を迫る政治的行動であったかもしれないではないか。もっとも、当時の民権派に革命を本気で担いうる基盤があったかどうかは別問題であるが。

それはともかく、加藤弘之の政治学的進化論は、『人權新説』と『強者の権利の競争』の公表をもって終わったわけではない。田畑忍も指摘するように、「晩年の四部作」、すなわち、『道德法律之進歩』(明治二七／一八九四年)、『道德法律進化の理』(明治三三／一九〇〇年)、『自然界の矛盾と進化』(明治三九／一九〇六年)、『自然と倫理』(大正元／一九二二年)は、いずれも「最大の名著『強者の権利の競争』の各論または応用論または発展的補遺としての意味をもっている」とすることができる³¹⁾。これらの著書の具体的検討はここではしないが、その代わり

別の観点から加藤的「法理学」の継承問題をみておきたい。

加藤弘之が導入した進化論は、法学の領域においては、穂積陳重と牧野英一によって継承された。穂積の法律進化論と牧野の刑法進化論である。³²⁾

穂積陳重はほかならぬ加藤弘之によって、留学中のドイツから呼び戻された。明治一四年のことである。これ以降草創期の帝国大学において、大学総理加藤弘之と法科大学学長穂積陳重とは協力してドイツ政治学ないし法学の組織的導入に尽力することとなる。もっとも、彼らのドイツ法学（政治学）とは多分に歴史法学の影響を受けたものであり、その背景にあったのは進化論的な法哲学である。加藤が『強者の権利の競争』を「社会学的法理学」と位置づけたことはすでに述べたが、これに先立ち穂積もまたみずからの講座を「法理学」と名づけた。³³⁾ここにいう法理学はイギリス流の分析法学ではなく、むしろドイツ的な歴史法学と解すべきである。

しかしながら、みずから歴史法学に大きく影響されながら、穂積自身は加藤を必ずしも歴史法学の徒とはみていない。穂積にとって加藤は典型的な進化論者であったが、その進化論は歴史法学には直結しないのである。穂積は『強者の権利の競争』につき、次のように言及している。

「進化論に基きて最も熱心に強力説を唱ふる者を加藤弘之博士とす。博士は『凡そ万種の生物は遺伝と応化とに由て其心身の資質を得有するものなるに、其遺伝と応化とは各個の生物に於て相同じからざるが故に、随て心身の資質の異同を生ずることは固より当然のこと云ふべし。』（中略）凡そ生物が其心身の資質に於て異同あるときは、随て又心身の強弱優劣を生ぜざるべからざるは甚だ賭易き道理にして、且つ其結果たるや、生物界に於て常に強者の権利の競争起りて、心身の優強なるものが劣弱なるものを打倒すに至るは、決して免るべからざるこ

となり』と云ひ、強者の権利は、『一定不変の天則に出るもの』にして、『野蛮未開の人民にありては、強者の権利は専ら粗暴猛悪の権力となりて発現し、文明開化の社会にありては、之に反して専ら高尚雄大なる権力となりて発現す』と云へり。³⁴⁾

穂積は加藤の権利論を「強力説」と呼んで、自身の「原力論」のなかに組み込む。「原力論」は、「法律なる統制力は如何にして発生するものであるか」の論究であつて、『法律進化論』第一部法原論の下巻に予定された原稿であつた。³⁵⁾『法律進化論』の壮大な構想は、穂積の死により未完に終わったけれども、それは『強者の権利の競争』を踏まえて、加藤の政治学的進化論をも包括する企てであつたのではなからうか。そもそも、『法律進化論』の第一行は、「法は力である。法は社会力である」という文章で始まっているのである。³⁶⁾

加藤弘之のイエーリング批判があつたためか、穂積陳重はイエーリングをあまり積極的に論じていない。しかし、牧野英一はちがう。牧野は穂積の弟子として、師の「法律進化論」の構想と「法理学」なる用語を受け継いだ。だが牧野は、穂積とは異なつて、イエーリング法学の継承者でもあつた。イエーリングの弟子のリストに教えを受けたことをいうのではない。彼はもつと直接のかたちでイエーリングに学んでいる。

牧野には『急急如律令録』(昭和一四年)、『続急急如律令録』(同一七年)、『第三急急如律令録』(同一四年)という三部作がある。これは様々な法思想家の言葉をめぐつて随筆集として雑誌に連載されたものであるが、回を重ねるにしたがつて、それがイエーリングの言葉によつて満たされていく、というきわめて興味深い書物である。『第三急急如律令録』になると、ついに全編がイエーリング語録と化し、「イエーリングの言葉」という副題が付けられたほどである。あまり知られていないかもしれないが、牧野はイエーリングを絶えず意識しながら長い学者生

活を送った。

その牧野英一が、イエーリングを援用しつつ、以下のような文章を残している。

「イエーリングは、ローマ法を論ずるに方り、ローマ人がいかに『精力的な主体的な意思』に重きをおいてゐたかを論じてゐる。ローマ人は、法律を神様に帰着せしめてゐない、といふのである。比較法上、法律の起源は、多くの民族において神様に求められてゐるのであるが、ローマ人はさう考へてゐなかつた、といふのである。ローマ人は、『汗と血』とで、その法律を贏ち得た、といふのである。」³⁷⁾

牧野のこの文章は、『ローマ法の世界』のなかの、「剣をもってローマ世界は建設された。そして、剣と槍はローマ法の最も古い象徴である」で始まる一節³⁸⁾を冒頭に掲げたいうえで書かれている。彼はローマ法の戦闘的な「槍先主義」とゲルマン法の牧歌的な「歙先主義」の対立を、いづれも労働による権利（法）の獲得として総合するのだが、その当否は別として、ここでは「汗と血」という言葉にこだわってみたい。

「汗と血」とは「剣と槍」の言い換えであつて、イエーリングが権利の起源に想定した闘争の象徴である。そして前節で示したように、加藤弘之の『強者の権利の競争』における核心的な概念であつた。すなわち、加藤と牧野は、期せずしてイエーリングの同じ言葉に注目し、それぞれの権利論の出発点としてゐるのである。たしかに、加藤はこれを弱肉強食の政治的世界に持ち込み、牧野はいわゆる労働主義、つまり緩やかな意味での社会主義へと展開させた。けれどもこの相違は「社会学的法理学」の範囲内に収めることが可能だろう。さらにここには、穂積の「法律進化論」も深く関わつてこよう。

加藤弘之はイェーリングの『権利のための闘争』に刺激されて、『強者の権利の競争』を著した。その権利論は、穂積や牧野における権利と法の進化論へと継承されていったのである。

注

- (1) 『加藤弘之講演全集』第四冊、丸善、一九〇〇年、一二三頁。田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、一九五九年、八〇頁以下参照。加藤弘之『経歴談』、日本の名著34、中央公論社、一九七二年、四八九頁、にも同様の記述がある。さらに、長谷川誠也「文学博士加藤弘之君」、『明治十二傑』(太陽臨時増刊、五巻二二号)博文館、一九八九年、七四頁以下参照。
- (2) 吉田曠二『加藤弘之の研究』大原新生社、一九七六年、七六頁。
- (3) 加藤『経歴談』四八九頁。安世舟「加藤弘之」、小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想』青木書店、一九八〇年、八五頁参照。
- (4) 同『人權新説』明治文化全集、第二巻、日本評論社、一九二七年、三五七頁。三六二頁も同旨。
- (5) 同書、三七一頁。
- (6) 同書、三五八頁。
- (7) 同書、三七二頁。vgl. Rudolf von Jhering, *Der Zweck im Recht*, Bd. I, Nachdruck, hrsg. v. Christian Helfer, Hildesheim/New York, 1970, S. 190. イェーリング『法律目的論』I、和田小次郎訳、『早稲田法学』別冊第二巻、一九三〇年、一五八頁参照。
- (8) 同書、三七一頁、には次の叙述がみられる。「明治十二年十一月(日ヲ忘レタリ)。東京愛宕下青松寺ニ開キシ講演会並ニ二十三年三月七日東京両國中村楼ニ開キシ講演会ニ於テ始テ天賦人權論ヲ駁スト云ヘル講題ニテ所見ヲ演説シタリ。」
- (9) 堅田「西周訳『権利争闘論』をめぐって」『獨協法学』四一号、一九九五年、二〇二頁以下。なお、同趣旨のものとして、山口勉彦「西周『学士匯令氏権利争闘論』の公刊」『名古屋経済大学企業法研究』六号、一九九四年、一五一頁以下参照。

- (10) 『学士區令氏権利争闘論』『独逸学協会雑誌』三〇号、一八八六年、一二頁。Vgl., Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., Nachdruck, Darmstadt, 1963, S.1.; 5. Aufl., Nachdruck, hrsg. V. Hermann Klemmner, Freiburg/Berlin, 1992, S.7.
- (11) Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., S.5.
- (12) 以下ヘーゲルとイエーリングとが並びつゝ、"Recht" をどう訳すかは難問である。だが内容からすれば、ヘーゲルは Recht の客観化（実定化）を論じたのだから「法」の哲学であつて「権利」の哲学ではない。またイエーリングは Recht の主体的な獲得を問題にしたのだから「権利」のための闘争であつて「法」のための闘争とすべきではない。厄介なのは、"Zweck im Recht" である。これは一種の制度論であるので、「法」における目的としておく。要するに伝統的な訳し方を再確認したうえで、「法＝権利」などというどっちつかずの訳語は採らないということである。ただし、イエーリングに対するヘーゲルの影響についてはあらためて考えてみたい。
- (13) 『学士區令氏権利争闘論』『独逸学協会雑誌』三三号、一八八六年、二四頁。大久保利謙編『西周全集』第二卷、宗高書房、一九六二年、三八八頁参照。Vgl., Jhering, Der Kampf ums Recht, 4. Aufl., S.57f.
- (14) Jhering, a.a.O., S.58. イェーリング『権利のための闘争』村上淳一訳、岩波文庫、一九八二年、九四頁。
- (15) ders. Der Kampf ums Recht, 5. Aufl., S.66. 『権利のための闘争』村上訳、九七頁参照。
- (16) ebd. S.66f. 村上訳、九七頁。Heinrich von Kleist, Michael Kohlhaas, Aus einer alten Chronik, Reclam, 1968, S.47. クライスト『ミッハェル・コールハースの運命——ある古記録より——』吉田次郎訳、岩波文庫、一九四一年、四五頁。ちなみに引用箇所はルターとの対決の場面に出てくる。
- (17) ebd., S.67. 村上訳、九七頁。
- (18) 加藤弘之『強者の権利の競争』復刻版、日本評論社、一九四二年、五三頁以下（田畑忍による解題）参照。
- (19) Kato Hiroyuki, Der Kampf ums Recht des Stärkeren, Tokyo, 1893. 筆者が参照したこのドイツ語版は、加藤弘之の自身から土方茂美氏に贈られ同氏より獨協大学に寄贈されたものである。奥付には明治二十六年五月六日印刷、同日発行の非売品とあつて、日本橋兜町の製紙分社の印刷である旨が記されている。
- (20) 加藤『強者の権利の競争』一二八頁。Vgl., Kato, a.a.O., S. II.

- (21) 同書、一五六頁以下。
- (22) Jhering, Geist des römischen Rechts, auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung. Teil 1, Neudruck, 11. Aufl., Aalen, 1993, S.107. イーリング『ロー法の精神』第一巻、原田慶吉監修訳、有斐閣、一九五〇年、一五八頁以下参照。
- (23) ders., Der Zweck im Recht, Bd.1, S.186f. (加藤はS.246. としているが原書のどの版を用いたかは不明) イーリング『法律目的論』I、一五五頁参照。
- (24) Kato, a.a.0., S.27.
- (25) Jhering, Der Zweck im Recht, Bd.1, S.190. (加藤によればS.250ff.) イーリング『法律目的論』I、一五八頁参照。
- (26) 加藤『強者の権利の競争』一七一頁。Kato, a.a.0., S.44.
- (27) 同書、一七八頁以下。
- (28) Kato, a.a.0., S.51.
- (29) 「加藤博士の著『強者の権利の競争及び其発達』に就て独国新聞雑誌等の批評」、大久保利謙他監修・上田勝美他編『加藤弘之文書』第三巻、同朋舎、一九九〇年、四五〇頁。
- (30) 加藤「先哲未言」、『加藤弘之文書』第三巻、三〇六頁。
- (31) 田畑、前掲書、一一八頁以下参照。
- (32) 穂積および牧野につき、堅田「穂積陳重の歴史法学——進化論から文体論へ——」『獨協法学』三五号、一九九二年、二三頁以下。同「牧野英一の法理学——法律進化論から自由法論へ——」『獨協法学』三八号、一九九四年、三九頁以下参照。
- (33) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、一七四頁以下。
- (34) 穂積「原力論断片」、同『慣習と法律』岩波書店、一九二九年、二五六頁以下。加藤『強者の権利の競争』一五三頁以下参照。
- (35) 穂積『法律進化論』第一冊、岩波書店、一九二四年、八頁。

(36) 同書、一頁。

(37) 牧野英一『急急如律令録』日本評論社、一九三九年、三三七頁。

(38) Thering, Der Geist des römischen Rechts, Bd. I., S. 109f. イェーリング『ロー法の精神』第一巻、一六二頁参照。

訂正

本誌第四一号掲載の拙論「西周訳『権利争闘論』をめぐって」中、二〇五頁「また、イェーリング研究者の山口勉彦も、日沖および大久保の見解と同様、西訳は出版されなかったとしたうえで」以下の文章につき、論文公表後、山口勉彦「西周『学士區令氏権利争闘論』の公刊」(『企業法研究』第六号、名古屋経済大学企業法制研究所、一九九四年二月)の存在に気づきました。そのなかで山口教授はすでに従来の見解を修正され、私と同様の視点から、「学士區令氏権利争闘論」が『独逸学協会雑誌』に連載されたことを、西周訳の全文とともに紹介されております。したがって拙論中、山口教授に言及した部分は拙論公表時点では不適切なものであり、同教授の名誉に関わることでありますので、この旨訂正いたします。なお、このことにつきましては、山口教授御自身、および札幌大学の五十嵐清教授より御指摘を受けました。

堅田 剛